

第1章 大学講義録の世界

1. 成立の諸条件

明治末＝大正初期は講義録の黄金時代であったといえるかも知れない。

「近年講義録の盛に続出すること、また驚嘆に値する程である。同種のものが多数生ずるは勿論であるが、何でもかんでも講義録を出すに於ては寧ろ奇怪に感ぜざるを得ない……併し名前を覚えて居られぬ様な種類のものは別として、現今我国に於て講義録を発行して通信教育界の覇を称へ且つ争って居るのは、早稲田大学講義録と国民中学会の中學講義とであろう……後者はあの大袈裟な広告と、煽動的挑発的なやり方で巧みに地方の少青年の功名心を煽り立てるから、校外生の数は早稲田大学のそれを凌いで居るかも知れぬ……公平に言へば、勿論表面からではあるが、国民中学会は非常に景気がよさそうなのに反し、早稲田大学のは、何となく覇気に乏しく意気銷沈して居る傾きが見える……最近に例の出版界のアメリカニズムの張本、実業の日本社から実業講習録というものを出して、頗る大仕掛けで、所謂実業の日本式の好餌沢山の吹聴で、盛に都會の小僧さんや、地方の少年の虚榮心、功名心を煽り立て、早稲田の中學商業、国民中学会の講義録の畠を荒らしに掛けた」(早稲田 5, pp198-200)

大正2年に書かれたこの文章は、大学講義録・中学講義録・実業講義録の三者が出そろい、たがいに覇を競いはじめた時代的状況をあざやかに描いている。それは大学講義録(つまり早稲田大学)が次第に力を失ない、中学講義録(大日本国民中学会)が全盛期をむかえ、これを実業講義録(実業の日本社)が追いはじめた時代でもあった。大学講義録が発足したのが明治10年代の後半、それに約10年おくれて中学講義録が始まるのが明治20年代半ば、そしてもっとも有力な大日本国民中学会のそれが出発したのは明治30年代の半ばになってからであった。講義録の世界で先頭を走り、大正初期に衰退期をむかえようとしていた大学講義録の世界。それを描き出すことがここでの目的である。

まず「大学講義録」という名称からはじめよう。この名称は実は正確ではない。このカテゴリに入る講義録発刊のねらいは、高度の専門教育の内容を伝達することにあり、その発刊主体のほとんどは私立専門学校であった。明治35年以降、早稲田を筆頭に、これらの専門学校は「大学」名称を認められるようになる。ここで「大学講義録」とは、そうした私立専門学校を主要な発刊主体とした、したがって「高等」レベルの専門教育を内容とする講義録をさしている。しかもわが国の大学講義録、ひいては講義録の歴史は、大学とも専門学校とも直接かかわりのない、しかもごく短期的に挫折したひとつの試みから始まったのである。

国立国会図書館の蔵書目録(『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録』第二巻)を繰ってみると、「講義録」という名称のついた書籍があらわれたのは、明治15年頃であったことがわかる。たとえば明治16年に東京経済学講習会という団体の出版した講義録が、何種類か目録に掲載されているが、そのひとつには明治15年7月初版とある。また「合巻」とか「講義録第1—4回」とうたったものもあり、小分冊を順次出していくという講義録の刊行形態が、この時点にすで

に始まっていたことがわかる。ただ、その内容は『ヘルベルト・スペンセル著、乘竹孝太郎訳 外山正一編　社会学之原理（経済学講習会講義録合巻）』のように、外国人学者の著作を訳述したもののがほとんどであったと思われる。この他、講義録という名称を使ってはいないが司法省刊の『テッヒヨー述　山脇玄訳　伊藤巳代治記　司法制度大要講義筆記 第2回』（明治17年5月）などもあり、欧米学問の直輸入の時代に「講義」（と通訳、翻訳）という情報伝達の様式のもっていた重要性がうかがわれる。『明治大学五十年史』には、「在来法学の講義なるものは、恰も漢籍の講義の如く一定の洋書を訳読せしに過ぎ去りしが、〔同校の創設者〕三氏の講義は其の形を全く破り、講師は多数の学説及び判例等を咀嚼し、其れ自らの説として講義を行ったのである。是れ今日の官私学等に於て等しく行なはれたるものであるが、當時我国に於ては、正に破天荒の新式講義』であったと記されている（明治6、p.3）。同校の創設は明治14年である。「通信教育」としての講義録が出現したのは、まさにそうした欧米学問の「輸入・学習」様式の大きな転換点においてであった。

知識の「輸入」には、言語が重要な障壁としてつきまとつ。直接の見聞によって獲得しうる知識の量は限られている。知識の輸入国にとって、知識の輸入量を飛躍的に増大させるためには、言語から言語、外国語から日本語への知識の「乗り替え」を容易にするための装置をつくりあげることが必要とされる。外国語を理解し、通訳し、翻訳し、さらには解釈する能力をもった知識人・学者の育成、かれらの「宿り場」としての学校、とくに「大学」の創設、それによる知識の正統的な輸入・再生産・創造・伝達の場の確立、そして普遍性をもった訳語、用語、概念の確定などがそれである。創設期の東京大学が、まさにそのような装置として構想され、機能したことはよく知られている。多数の外国人教師を雇って、外国語で開始されたその東京大学の授業の、日本人教師への切りかえが始まり、また学生たちが日本語で卒業論文を書くことを認められるようになったのは、明治10年代の半頃であった。さまざまな学問領域で基本的な訳語、用語が確定され、また外国人学者の著作のたんなる翻訳ではなく、複数の学者の説をふまえた日本人学者自身の「解釈」をへたテキストがつくられ始めるのも、ほぼ同じ時期である。「一定の洋書を訳読」するのではなく、講師が「多数の学説及び判例を咀嚼し、其れ自らの説」として行なう「破天荒の新式講義」。誇張はあるにせよ、そうした欧米学問の「輸入・学習」様式の大きな転換なしに、講義録の出現はありえなかった。

2. 通信講学会の講義録

大学講義録についての最初の本格的な研究である田中征男の『大学拡張運動の歴史的研究』によれば、わが国における本格的な通信教育の嚆矢は、明治18年12月に設立された「通信講学会」により、翌19年2月から発行されはじめた教育学、心理学、論理学、数理学の4科の講義録にあるとされる。後述するように、通信講学会によるこの講義録は、東京専門学校（早稲田大学）の講義録事業と間接的なつながりをもつが、基本的には私立専門学校による講義録とは異質の理念から出発したものであった。

通信講学会の設立につながる通信教育の着想は、明治期の民間教育家として知られる山県悌三郎から出たものである。山県の自伝によれば、かれは新着の『新英倫教育雑誌』のなかに、たまたま「コーリスピンドンス・ユニヴァーシティ（通信大学）の広告あるを見て、其の

報告書を取寄せ、詳細に調査研究して、之を本邦に適用するの頗る有益なるを知り、教育時論の持主辻敬之（開発社主）に其の実施を勧説したるところ、辻大に悦び、余の意見に従うて通信講学会といふを開設し……毎月一回各科の講義録を発行し、之を会員に配布せられた。是れが本邦に於ける通信教授の嚆矢」だという（山県 pp.104-5）。雑誌『教育時論』の記事を丹念に追った田中の研究も、これを裏付けている。すなわち、同誌の明治18年6月15日号は「東京通信学校」という見出しで、山県他数名が発起人になって「其ノ何レノ地方ニ在ルヲ問ハズ各其ノ撰ム所ノ学科ヲ専通信ニヨリテ直ニ専門ノ学士ヨリ教授ヲ受クルト同ジ使益ヲ与」えるべく、東京に「一大学校ヲ設立」する計画があることを報じ、さらに同年11月25日号では「通信大学校」の設立計画が具体化したとのべ、そして12月5日号では「通信講学会興る」として、その主意書と規則の全文を掲載している（田中、pp.56-6）。なお『教育時論』は明治期を代表する教育雑誌であり、通信講学会は同誌の発行元である開発社内におかれた。以後『教育時論』は、通信講学会の事業の拡張、それに同会と受講者、会員を結ぶ情報伝達のメディアとしての役割をはたすことになる。

欧米諸国における通信教育は、1856年ドイツに始まるとする。山県が関心をもった「通信大学校」がニューヨークとイサカに開設されたのは1883（明治16）年である。山県が取りよせたのは、このうち「新約克通信大学」の報告書であり、その目的は「書生をして自宅に在りて多費を要せずに順序正しき学科を修めしむるに在りて大学得業生とならんとする者専門の芸術を学ばんとする者又は高等の学校に入学するの準備を為さんとする者等」が、通信教育の受講者であることが、『教育時論』の明治18年9月15日号に報じられている。新大陸アメリカでは、ヨーロッパ諸国にくらべて大学の数は著しく多く、各地に分散していたが、通学の便に乏しく、寄宿して大学に学ぶことは多額の費用を必要とした。同時に中世的な身分制社会の伝統をもたず、平等化の進んだミドル・クラス社会のアメリカでは、リテラシーの普及も早く、上級学校への進学熱も高かった。通信制の「大学」構想はこうした社会的、歴史的背景から生まれ、普及したものと思われる。

類似の状況は、明治10年代半ばの「文明開化」の時代の日本にもあった。維新当時のわが国の民衆のリテラシーが、欧米諸国のために劣らぬ水準に達していたことは、よく知られている。そして開国と身分制度の解体は、欧米諸国から輸入される「新知識」への渴望を、全国的に生み出す重要な契機となった。にもかかわらず、新知識の受容と再生産、伝達の諸装置は、文明開化の中心である東京に集中している。新知識を渴望する地方在住の人々に速やかに伝達するための、学校=大学以外の装置の必要性はたしかに存在したのである。山県らの「通信大学校」創設の構想は、けしてたんなる模倣や突飛な思いつきではなかった。

それでは通信講学会は具体的に、だれを受講者として想定したのか。同会の主意書によれば、それは次の7種の人々であった（田中、p.64）。

- 一、町村立及府県立学校の教員にして専門学科を修めんとする者
- 二、僻遠の地に在りて専門の学校に入学するの準備を為す者
- 三、職業の何たるに拘らず一二学科を専修せんとする者
- 四、半途学校を退きて農商の実業に従事し尚修学の志篤き者
- 五、地方に在りて猥に多種の雑誌等を購読し更に学術上整理せることなきの弊習

を脱却し規則正しき学問の研究に従事せんと欲する者

六、中学校師範学校教員検定試験及小学教員試験等に応ぜんと欲する者

七、医者染工の如く学術に関係ある職務を執る者

ここにはおよそ予想される、すべてのタイプの受講者が挙げられているが、教員及び教員試験の受験者が主要な受講者として想定されている点、および「学術上整理せる知識」を提供し「規則正しき学問の研究」を可能にするメディアとしての講義録が構想されている点の2点に注目したい。第一点は雑誌『教育時論』(その読者のほとんどは教育関係者であったと考えられる)を情報媒体とした、この講義録の特色と限界にかかわるものであり、第二の点は、体系化され(教科書化され)た知識の伝達こそが、講義録の主要な目的であり、その疑似学校的な性格は、その後長く各種の講義録に引き継がれていくからである。

アメリカの通信大学校とこの通信講学会との基本的な性格の違いは、おそらくは資格=学位認定権の有無にある。大学の設置の自由度が高いアメリカでは、通信制の大学でも一定の条件を満たせば「大学得業生」の資格を受講者に与えることができた。しかしあが国では、資格賦与の権限をどの学校に認めるかは、国家の強い規制のもとにおかれていった。講義録による教育はあくまでも「疑似学校的」な教育にすぎず、学校教育と同等の地位を認められることはなかった。戦後の大学通信教育(それは正式に学士号の授与を認められている)、あるいは放送大学と、戦前期の大学講義録との決定的な違いはこの点にある。高等教育の発展に伴う講義録の衰退は、その意味でさけがたいものだったのである。

通信講学会が発行した講義録は、教育学、心理学、論理学、数理学、経済学、政治学、法律学、生物学、鉱物学、教授法、女子家政学、倫理学、英語、農学の14種であり、このうち倫理学と農学は未完に終った(田中、p.69)。「講義筆記」は毎月1回「印刷して会員に頒布」され、3ヶ月で1学期、通算6学期、つまり1年半でひとつの学科を修了することになっていた。受講者は各学科毎に登録し、1学科1カ月で10銭を、2学科以上は科目ごとに8銭ずつを支払う。「学科上に疑義あるときは自由に質問」できるとされ、修了者は希望すれば「卒業試験」をうける機会を与えられ、合格すると、試験官である「該学士署名の証書を与」えられることになっていた。しかし、これらの規定の多くは実現されなかつたことが、田中征男の研究によって明らかにされている。毎月1回発行されるはずの講義録が、実際にはもともと順調な科目でも2カ月に1冊程度(田中、p.70)、希望する会員があったにもかかわらず卒業試験も実施されなかつた(田中、pp.74~5)。掲げられた理想と現実との間には、大きな隔たりがあつたことがわかる。

この最初の講義録は、一定の成功をおさめなかつたわけではない。講義録の発刊が予告されると入学申込者が相次ぎ「独り学校教員のみに止まらずして官吏兵士学校生徒、電気技術師、諸会社の役員、及び農工商の職業に従事せる者あり又婦人の入学者も意外に多く」(『教育時論』明治18年12月25日号)、会員数は明治19年10月すでに2万人近くに達したという(田中、p.68)。しかし、田中によれば会員数は明治22年7月時点での2万人がピークであり(同)、24年には通信講学会自身が活動を停止する。わが国最初の通信教育の試みは、ごく短命に終わったのである。

短命に終った理由の第1は、通信講学会がたんなる講義録の編集、発行元にすぎず、「学校」ないし「大学」としての組織的な実体をまったく欠いていた点に求めることができる。講義録

の執筆者の多くは、東京大学出身の「学士」であったが、他の学校の専任教員であり、いわば副業として講義録を執筆したにすぎなかった。つまり通信講学会はそれ自体が「学校」としての団体性を欠いていただけでなく、会を支え定期的な講義録の刊行や講義内容についての質疑、それに「卒業試験」を可能にするような、支援団体としての学校を背後にもっていなかった。後述するようにこの点で、有力私学が次々に講義録の発行に踏み切ったとき、通信講学会の衰退はさけがたいものであった。

第2に、政治学の執筆を担当した高田早苗がのちに回顧しているように、理想はともかく講学会の講義録の実態は「政治学なら政治学と云ふ書物を一括して作る代りに、少し宛分けて出すと云ふ丈けに過な」かった（早稲田4、p.47）。言ってみれば、教科書ないし概説書づくりのひとつの手法であり、実際に完結した講義録は書籍の形で会員以外にも市販された。講義録のなかには講義録として刊行中から中学校、高等女学校、師範学校などの教科書として利用されたものがあり、数理学、女子家政学などは文部省の検定済教科書として広く流布したという（田中、p.70）。

第3に、中等学校の教員や、他の知識渴望層を主要な購読者に想定したこの講義録は、その学科目にみるように一般的、概説的にすぎ、高度の専門的知識の習得に役立つものではなかった。開設された学科目が全体として、ひとつの総合的な教育課程を構成していたわけではないことは、科目別の講義録の購読者が想定されていたところからも明らかである。また、たとえばもっとも社会的需要の高かったと思われる法律学が、一人の講師の一種類だけの講義でその全体をカバーできるはずもなかった。通信講学会の講義録はその意味でも過渡的な性格を免れなかったのである。

すでに述べたように、通信講学会の活動は明治24年に実質的に終わるが、同年6月25日号の『教育時論』には、当時全盛期をむかえようとしていた私立専門学校発刊の講義録について「若し学校にて毎日の講義を筆記して、之を出版発売したらんには、人情の常として誰か自ら苦んで講師の講義を聴き、且自ら之が筆記の労を取らんとするものあらんや……吾等は学校より講義録を出版するは、学生の為却て害の大なるを信するものなれば、之を廃止せんことを望むものなり」と、きびしい批判を加えた一文が掲っている。それは、わが国最初の、非学校系通信教育の敗北宣言と読むべきかも知れない。

3. 政学講義会という革新

大学講義録のなかでもっとも知られているのは、早稲田大学のそれである。早稲田大学講義録は歴史の古さと長さ、それに開設された学科目の数などの点で他に抜きん出ているだけでなく、大学開放（ユニバーシティ・イクスデンション）の明確な理念に支えられ展開されてきた点でも、他大学の講義録と性格を異にしている。そして早稲田大学講義録の前身である「政学講義会」の講義録は、高田早苗の示唆によって発足したという点で、間接的に通信講学会のそれとつながりをもっている。

高田は後に総長を勤める早稲田大学の創設時からの幹部の一人だが、その自伝的な著書『半峰昔ばなし』のなかの「早稲田の講義録」の項に、次のような回顧がある。

「何でも東京専門学校が出来て四、五年後の事、私は講義録発行といふ事を、始めて計画した。」

それはたまたま通信講学会の政治学講義録の執筆を依頼されたからで、「私はそこからヒントを得て、東京専門学校で我々が講義したものに筆を入れ、講義録の形にして毎月何度かに是を出版し、校外生を募集して其の雑誌を頒ち、質問を許して講義録の余白で答へる事にしたならば学校外の学生にも及ぶ事になり、大変具合の好い事になりはすまいかと考へた。是は其の前後に西洋でも工夫した人があって、所謂ユニブーシチー・エキステンションの一方法となって居たのみならず、大分発達進歩した様である……私が講義録を計画した当時、私は西洋に然ういふ方法があるといふ事を少しも知らなかった」（高田、pp.19-2）

高田のこの回顧のなかで重要なのは、早稲田の講義録発行が初めから「ユニブーシチー・エキステンションの一方法」として、自覚的に構想されたのではないという点である。高田が思い描いていたのは通信講学会と同一方式の講義録であったとみてよい。その証拠にかれは、たまたま地方講演に行った先で出会った横田敬太という、出版社の設立を計画していた人物の懇願を入れて、かれに講義録の刊行を委ねている。「私は学校の同僚とも相談の上、学校の名を貸して其人の勝手に經營させる事にし、『政学講義』と『法学講義』を先づ始めさせた」（早稲田4、p.14）。この試みは成功で「一時は大分世間の評判もよく、どうにか立ち行きさうであったが、何か外の事に手を出して横田なる人は失敗し、講義録の継続も出来ぬ事となった。そこで私は当時東京専門学校の幹事であった田原君と相談し、是を学校に引取る事にし、学校直営として講義録を継続した。それは元来事が教育的であって、たとひ校外生と雖も、学生に相違ないものであるから、中途で詳義録を止すと申訳が立たぬと考へたからであった」（早稲田4、pp.14-5）

講義録の出版のために横田が設立したのは「政学講義会」とよばれる団体である。明治19年のことであり、同年5月から講義録の刊行を開始した。『早稲田大学百年史』には政学講義会の設立趣旨が収録されているが、そこには次のように述べられている。

「……教ゆるの法、只に生徒を学堂に会し、師弟相対して業を授くるのみに止まらんや。^{おも}意ふに、業務繁劇親ら校堂に昇るの余晷に欠く者、若しくは遠く隔地に在りて遊学の資に乏しき者の如きは、決して学校に入り学を修むるを要せざるべし。校に入りたる者の学力に劣るものあるは何の故なるや。吾人は之を規程ある順序を履むで学業を修めざると、善良なる課書を選ばざるとの二原因に帰せんとするなり。抑々大学其他専門学校の教師は、常に典籍に就て学ぶを得ざる新説のみを教ゆるにあらず。其用ゆる処の課書は、稀世の珍書のみにあらず。而して彼の学生はよく深邃確実なる学を修め、比独学者は常に之に及ばざるものあり。これ蓋し、彼の学生は規程ある学科を修むるを以て、敢て思想に錯乱を生ぜず、且其人用ゆる所の課書は選択其宣きを得、無用の書を繙ぐの不利なきに由らずんばあらず。故に、苟くも其法を得ば、独学自修と雖ども、豈に学業を得るに相違を生ずることあらんや。吾人斯に見るあり。本会を設立して親ら学校に昇る能はざる人士の為に坐ながら規程ある学業を修め、独修以て高尚確実の学問を得せしむるの便を開かんとす」（早稲田1、p.602）

横田自身のものか、高田早苗の筆になるものかわからないが、講義録の教育＝学習メディアとしての独自性を的確に訴える文章である。そしてそこには、アメリカの「通信大学校」の模倣から始まった講義録の、最初の重要な「革新」を見ることができる。すなわち「独学自修」を効果的・効率的に進めるには「規程ある学業」を「順序を履」んで修める必要があるという

認識に立った政学講義会は、「帝國大学、東京専門学校等の教則を斟酌し……予メ修学順序ヲ定メ以テ教授スル」ことをめざしたのである（「政学講義会規則」第2条）（早稻田1、p.603）。政学講義会は、高田を介して東京専門学校と結びついていただけであり、同校の組織の一部ではない。それは上記の準拠する教則の規定からも、また「本会ハ、専門ノ学校ニ入学スル余暇ナキ者ノ為ニ政治、経済、歴史、法律等、処生須要ノ学深ヲ教授スルヲ目的トス」（同第1条）という一般的な目的規定や、「本会ハ講義録ヲ発足スルト雖ドモ、既ニ上梓セル適當ノ書籍アル教科ハ其書籍ヲ採用シ、敢テ更ニ講義録ヲ発行セズ」（同第6条）という規定からも知ることができる。しかし、それが東京専門学校という学校、そこの講師陣と組織上の結びつきをもったことは、大きな革新であった。高田の言葉を借りれば、これによって「校内の政治科、法律科と云ふ……組織通りのものを学校で講師が口で講義するのを、講師の筆を借りて世間に示す」（早稻田4、p.47）という、字義通りの「講義」録を、しかも定期的に受講者に送り届けることが可能になったのである。実際に講義録は、たとえば『政体論』は文学士高田早苗講義、政治科得業生山沢俊夫編集というように、「教室での講義を筆記編集した形」になっていた（早稻田4、p.18）。

その政学講義会は発足から1年余り後の明治20年秋、名称を「東京専門学校出版局」と変え、同校の教育事業の一部として位置づけられることになった。経営の実権はその後も横田の手中にあり、東京専門学校が事業の直営にのり出すのは明治24年になってからのことである。変則的な状態が続くわけだが、名称のみの変更の理由は、おそらくは、東京専門学校における「校外生」制度の発足にあった。東京専門学校が「校外生規則」を定めたのは明治20年9月である。その第一条には「本校ハ、校外ニアツテ本校ノ科目ヲ講習セント欲スル者ヲ校外生トナシ、講義筆記ヲ印刷シテ之レヲ頒ツ」とある（早稻田1、p.606）。つまり講義録の受講生は東京専門学校の生徒の一種、「校外生」となったのである。

政学講義会の会員は、あくまでも同会の会員にすぎず、東京専門学校とは直接なんの関係もない。順序に従って月に2回送られてくる講義録を一学期6カ月で3年間履修し、修了すれば「望ニ応ジ卒業試験」をうけ「合格ノ者ニ、講師署名ノ証書」が与えられるにすぎなかった。その点で受講生の身分は、通信講学会の場合と基本的に変わりはなかったのである。しかしこの上ではあれ東京専門学校の事業の一部に加えられた旧政学講義会の受講生の身分は、明らかにそれとは違っていた。しかもさらに重要な改革として明治21年6月に改定された「校外生規則」では、「校外生ニシテ本校ニ入学セントスルトキハ、学力ニ応ジ特ニ第一年級ヨリ第三年級マデニ編入スペシ」という一条が新たに加えられた。「校外生ニシテ其卒業証書ヲ受ケント欲スルモノハ試験ノ上之レヲ与フ可シ」という規定は旧規則にもある。しかしそれはあくまでも、校外生としての卒業証書である。ところが新規定では、校外生に東京専門学校の正規の生徒になる道を保証するという。学校と講義録とは、たんに教育課程や講義の内容の同一性にとどまらず、校外生の校内生化への道の制度的保証を通して、直接的に結びつけられることになった。それが大学講義録の新しい、本格的な発展を約束するものであったことは、あらためていうまでもないだろう。

しかしながらこの時期に、東京専門学校は校外生制度の創設に踏み切ったのか。それを知るために、通信講学会、政学講義会という、これまでみてきたそれとはことなる、法学系私学に

おける講義録の系譜をみる必要がある。

4. 法学教育と講義録

私立専門学校のなかで最も早く講義録の発行に踏み切ったのは中央大学の前身、英吉利法律学校である。

『中央大学二十年史』は「今や講義録なるものは、各学校に於て発行せられ、盛んに世に行はるるに至りたりと雖ども本大学創立の時代に在ては、何れの学校も其講義を学生に筆記せしめたるに過ぎず。然るに本大学は設立の当初より早く既に講義録なるものを発行し、之を学生に頒布して學習に便ならしめ、専ら其実力を養成せんことに努めたり。是亦我大学創立の一大事業にして、實に講義録発行の嚆矢たり」とのべている（中央2、p.194）。

中央大学=英吉利法律学校の創設は明治18年7月であり、同年9月にはすでに講義録の第一号が発行されているから、東京専門学校よりも明らかに早い。法学系私学の講義録発行については、明治義塾法律学校をもって嚆矢とする見方もある。たとえば『明治大学百年史』は、法学講義録の発行は「明治義塾法律学校がもっとも早く、この影響下に開設された英吉利法律学校がついで早い」としている（明治1、p.263）。明治14年に設立された明治義塾が「止を得ざるの事情ありて入校する能はざる者の為め茲に校外生を汎く天下に募集し以て法学教授の途を開発せん」として、「日々の法学講義及民刑擬律傍ら法学討論等を洩さず筆記し一ヶ月分十回以上時々印刷に附し」て、校外生に頒布する広告を出した（『朝野新聞』明治17年9月11号）のは、明治17年と、たしかに早い（菅原、pp.10-1）、しかし同校は翌18年にはすでに廃校となっており、講義録が実際に発行されたかどうか明らかなではない。しかも菅原彬州の研究によれば、同校は廃校後分身して、その一部が英吉利法律学校になったこと、講義録事業もその際に引き継がれたものであることが示唆されている（菅原、pp.14-15）。私立専門学校による講義録、すなわち大学講義録の嚆矢であるという英吉利法律学校の主張は、ほぼ額面通りに受けとつてよいだろう。

中央大学にとって講義録の発行は、学校設立当初からの課題であった。先の『二十年史』によれば「当初設立の目的は専ら邦語を以て教授せんとするにありしが故に、全く之が教科書を欠く当時其筋に提出する設置願中」には、「教科用図書ハ講義ヲ筆記セシメ時々之ヲ刊行シ遂に全備ノモノヲ出版スルニ至ルヲ期スル」旨が記されていた（中央2、p.14）。事実、創設時に出された設立趣意書には「英米法律ノ全科ヲ教授シ其書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立」するのが目的だと書かれている（中央2、p.8）。つまり、教科書のないことが、講義録の発行を計画させた最大の理由だというのである。しかしそれだけではなぜ、通信教育としての講義録を同校が他に先駆けて発行するに至ったのかの説明にはならない。しかも英吉利法律学校は、創設時の「校則」にすでに、「遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参考シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサル者ノ便ヲ計リ校外生ノ制ヲ設ケ講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ケ且修学証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スル者ハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授与スペシ」と定めている（中央1、p.15）。東京専門学校の校外生制度は、こうした英吉利法律学校の先駆的な動きに刺激されてつくられたとみるべきだろう。

それはともかく、中央大学=英吉利法律学校が、講義録の発行と校外生制度の創設を主張し

た背景には、生成期のわが国の法学教育の複雑な状況があったことを指摘しておかなければならぬ。すなわち欧米諸国の法と司法制度を「輸入」し模倣する形で始まったわが国の近代法制のあり方を反映して、法学教育には仏法系と英米法系の対立があり、これにやがて独法が加わって、相互の勢力拡張運動が学校設立の動きや、学校間の競争、そして勢力の消長に大きな影響力を及ぼしていたのである（これについては拙稿「法学系私学の生成と発展」、『近代日本高等教育研究』所収を参照）。

この間の事情を的確に伝えるものとして、少し長くなるが、当時の雑誌『中央時論』（第25号、明治29年6月）に載った「法律学と講義録」という一文を紹介しておこう。

「我国法学の進歩に最大の功績を致したるは實に講義録の發行なりとす……就中彼の英國法の研究の始きは、講義録の効に帰すべし。蓋し仏國法に付ては、政府が夙に仏法模倣の挙ありし為め、巨多の国費を支出して、明治の初め民法提要案、民法覆義其他の法律書を翻訳し、之を広く販売したれば、全国の各裁判所は勿論、学生の悉く此等を読習してよく仏法に通ずるを得たるも、英米法に至ては、固より法典なく律文なし、只各科に付て学者の著書若くは判決例の書あるに過ぎざるのみならず、政府の之を翻訳したるものなかりしければ、原書を読み得るもの外、英法を研究するの途を得ず。茲に於て乎、英法を教へたる東京専門学校及び英吉利法律学校（法学院）、専修学校の三校、同じく講義録を發行して英法の各科目を掲載し、三年を以て公法、私法の全部を終るの仕組を立て、少くとも数千部、多きは数万部を出版したれば、英法律書天下に洽ねき至りたり。英法の各校講義録を發足するに倣い、仏法の学校又之を發足したれ共、其必要の度は遠く英法に及ばざりしと云ふ。然るに明治廿三年法典の發布有、今は又修正民法の發布あり、從て前に英法を登載したる各講義録も其方針を一変して、新法典の講義録を發行するに至りければ、茲に英・仏法の區別も消滅するに至りたれ共、凡そ法を解釈する、同じ条文同じ法典も之を英法に解釈すると仏法にすると差異なき能はず……今も各講義録自ら英・仏の區別あり。専門学校・法学院・専修学校のは英米法に属し、明治法律、和仏法律・日本法律のは仏派に属す。而して右の中、當下其發兌数も多く益々盛況なる者は、實に専門学校の法律科・行政科講義録、東京法学院の講義録及び明治法律学校講法会の講義録なり」（早稲田1、pp.849-5）。

ここで指摘されているように、わが国の近代法は成文法主義で法典の整備されたフランスのそれをモデルに作成された。司法官養成のために司法省に設けられた法学校が、フランス語で仏法を教える学校であり、またわが国最初の民法典がナポレオン法典を手本に編まれたことはよく知られている。これに対して東京大学法学部で教えられたのは慣習法中心の英米法であり、両校の卒業生はそれぞれに私立の系列校を設置して勢力を競った。英吉利法律学校は、その校名が示すように、まさに一步遅れをとった英米法系の私学として、東京大学法学部の卒業者たちにより設立されたのであり、英米法の普及を学校設立の目的に掲げたのは、ごく自然なことであった。講義録の発行と校外生の制度化は、その目的を達成するための不可欠の手段として構想されたのである。

先の記事の中にもあるように、英米法系の私学としてはこの他に東京専門学校と専修学校があり、いずれも講義録を発行している。しかし後述するように、この2校における法学教育は著しく弱体であり、教育の中心は東京専門学校の場合には政治学、専修学校では経済学にあつ

た。英吉利法律学校の法律学講義録の発刊にかける情熱は、それだけ強かったとみてよい。国立国会図書館所蔵の大学講義録を学校別に集計してみると、英吉利法律学校＝東京法学院＝中央大学のそれは総数302点で、東京専門学校＝早稲田大学の274点を上まわっている。

英吉利法律学校のこうした積極的な英米法教育の振興策は、系統を同じくする東京専門学校や専修学校だけでなく、仏法系の諸学校をも強く刺激した。仏法系の中心校は、法学系私学としてもっとも早く、明治14年1月に開校した明治法律学校であるが、他に同年5月東京法学校として発足し、22年5月（東京仏学校と合併して）名称変更した和仏法律学校があった。それぞれ明治大学、法政大学の前身校である。このうち和仏法律学校は、英吉利法律学校に数ヵ月おくれて、明治18年11月に「地方ニ在リテ良師ニ乏シキ者又ハ東京ニ在ルモ学校ニ入ル能ハザル者ヲシテ法律ヲ研究セルノ目的」で、学校とは別の組織「中央法学会」を設け、「講義及記事ノ二門」からなる『中央法学会雑誌』の発行を開始した。毎月3回発行され、会員に送呈されるこの『雑誌』の主要部分は「東京法学校教員其他仏蘭西法ニ就テ学ビタル内外学士以上ノ人」の講義でしめられ、「毎年ノ終リニ於テ会員中志願者ノ為メニ試験ヲ行ヒ、及第者ニハ及第証ヲ授与シ、三年ノ終リニ及第セシ者ニハ卒業証ヲ授与ス」ことが定められている（法政2、pp. 373-4）。ここには英吉利法律学校の影響を読みとることができる。この雑誌形式による講義録は、明治23年1月には校外生制度に切り換えられ、本格的なものになる。

明治法律学校が講義録の発行に踏み切るのは明治20年10月である。そしてこの場合にも発行主体は学校自体ではなく、校内に「法律政治ノ諸学科ヲ研究」する目的で設けられた「講法会」とよばれる団体であった。会員には「本校ノ講義ヲ筆記シ講義録」として毎週配布する。「講義録ニ掲載スヘキ各科目並ニ担任ノ教員ハ本校学則ニ異ナル」ところはない。「疑義アル時ハ通信ヲ以テ本会ニ対シ質疑スル」ことができる。ただし、東京法学校＝和仏法律学校の場合と違って、ここには卒業試験の制度はなかった（明治2、p.264）。明治21年12月、明治法律学校はさらに「政治学講習会」を設立する。「政治上ノ学理ヲ研究シ立憲自治ノ知識ヲ發達セシムル」のがその目的で、「毎月數回諸大家ノ學術的ノ論説及講義著述等ヲ印刷」して「講義録」の形で会員に配布するものとされた（明治2、p.262）。

明治法律学校におけるこの2つの講義録発行団体の特徴は、学校との関係が、たとえば英吉利法律学校にくらべて間接的であり、「校外生」制度と結びつけられていない点にある。「世論駆々に進んで止まず。国会の開設近きに在り。条約の改正莫かる可らず。成法の制定遠からざるべく。文官登用法実施せらるる豈等閑に過去るべき時ならんや」（講法会の広告、『朝野新聞』明治21年1月3日号）という文章にみるように（明治2、p.266）、近代法体制の整備の時を目前に控えて最新の知識・情報を、それを必要としている人々に速やかに伝達する。講義録という形式は、こうした「雑誌」に近い、知識伝達のメディアとして選ばれたのである。講演会の「規則」が、講義録の内容は「本校学則」によるとしながら、英吉利法律学校などと違って、科目名や修了期間を明示していないことは、そのあらわれとみることができる（明治2、p.264）。

法律の編纂事業はフランス法をモデルに進められていた。「新法発布ノ暁ニハ既ニ仏成典ノ講義ヲ完了シ、新成典ニ対シテ其応用解義共ニ綽々余裕アルノ実力ヲ涵養セシムル」ことをめざすのだという講演会のねらい（明治2、p.230）は、当時の法学教育の主流としての仏法系私学の自信のほどをうかがわせる。同校が「校外生規則」を設け、「通学生の各学年次の講義を筆記

表1 大学講義録の成立と発展

	早稻田	明治	中央	法政	専修	日本	東洋	関西・立命館
明治13年 14 15 16 17	10. 開校	1. 開校		5. 開校	9. 開校			
18			9. 校外生・講義 録	11. (中央法學 會・講義錄)				
19	4. (政學講義 會・講義錄)							12. 関西・開校
20	10. 校外生・講 義錄	10. 講法會・講 義錄			1. 校外生・講義 錄		9. 開校 館外生・講 義錄	12. 講義錄
21	6. 校外生規程		10. 校外生 →在外員		(最盛期)			9. 筆受生
22								5. →廃止
23			1. 校外生・講 義錄			5. 校外生・講 義錄		
24	1. (直當化)				9. →校外生終 止			
25 26 27 28 29				(絶頂期)				
30			校外生・講義錄 刷新		8. 講義錄完結			
31				9. 講義錄刷新				
32	9. 講義錄改訂				2. 講義錄改訂			
33							5. 立命館開校	
34 35							1. 講義錄校外 生	
備考	↓	大. 8 廃止⑦	大. 8 →廃止	大. 5 →廃止	↓	明. 38大改訂 ↓	?	

し印刷し第一～三年にわけて発行する」ようになったのは、明治30年であった(明治1、p.415)。『明治大学百年史』はこの改革について、「教育課程を通じて学生と同様にした校外生の発足は、社会教育的見地からする啓蒙的な法律学知識の普及ということでは後退といえなくもない」と、のべている(明治1、p.415)。講法会による講義録の、英吉利法律学校や東京専門学校のそれとの性格の違いを示唆する指摘といえよう。

5. 講義録の発展

同じ講義録の名称で呼ばれていても、その発行の動機、方式、内容はこのようにさまざまであった。共通しているのは、一定の知識・情報を予約登録した購読者・受講者に、書物形式で定期的に、一定の購読料と引き代えに送付し、必要に応じて質疑の機会を設けるというあたりにあるといえばよいだろうか。現代の通信教育と違って、通信添削などの受講者の学習効果を高めるための直接的なやりとり(コレスポンデンス)もなければ、スクーリングもない。また修了者に、社会的に通用する教育資格(学歴)を賦与するのでもない。講義録はまさに、雑誌と書籍の中間的な、しかもその時代のきわめて効率的な、新しい知識の伝達・普及メディアとして出現したのである。

表1は、明治期における私立専門学校による講義録の発行動向を整理したものである。この他にもあるかも知れないが、主要なものはほぼつくされていると考えられる。また参考までに国会図書館所蔵の講義録の点数を、学校名別(現在の大学名による)にあげておく(表2)。講義録を10点以上残している学校は、この他にはなかった。

さて、表1によって、講義録の発行年順に校名をあげると、明治18年中央(英法)、法政(仏法)、19年早稲田(英法、政治)、20年明治(仏法・政治)・専修(英法・経済)・東洋(文)・関西(法)、23年日本(法)、35年立命館(法)となる。カッコ内は発行した講義録の学科である。つまり講義録の発行は、法学を中心に明治18年から20年の3年間に集中的に開始されたのである。

上記の校名が示唆しているように、わが国的主要私学のほとんどは、法学教育主体に成立してきた。もっとも古い歴史をもつ慶應義塾は例外的に経済中心に発展し、講義録も発行することはなかったが、それでも明治23年、専門教育を開始した際には法学科をおいている。また早稲田や専修は、教育の中心は政治学や経済学にあったが、やはり、創設当初から法学を設置学

表2 国会図書館所蔵講義録点数(明治期)

中央大学(英吉利法律学校・東京法学院)	302点
早稲田大学(東京専門学校)	274
明治大学(明治法律学校)	188
法政大学(和仏法律学校)	160
日本大学(日本法律学校)	122
専修大学(専修学校)	36
立命館大学(京都法政大学)	23
東洋大学(哲学館)	14

資料:『国立国会図書館蔵書目録』

科のひとつとしてきた。近代化の初期段階における法学教育への社会的需要は、それだけ大きかったのである。実際にもたとえば明治21年の私立専門学校在学者約6000人の中、法政経系の学生が5000人近くをしめたが、その大多数は法学を専攻する学生であった。

これら法学系私学は圧倒的に東京に集中しており、上京遊学には多額の資金を必要とした。上京遊学するだけの経済的余裕はないが、官僚や法曹などの法律系の職業をめざし、あるいは法治国家の新しい教養として法学を学びたいと切望する人々は、各地に多数存在したとみてよい。「遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ參校シテ親シク講義ヲ聴ク」ことはできないが、しかし体系的に法律を学びたいと考える人々——講義録の発行は、こうした学習者層の存在を前提とし、法学教育の外延を講義録ないし校外生制度という形でおし拡げることによって、私立専門学校の附属事業としての成功を約束されたのである。

その「成功譚」の概要にふれておこう。

(1) 英吉律法律学校・東京法学院、中央大学

「同校にては地方に在りて法学に志願あるも良師を得ざる者の為めに特に校外生なるものを設け、講義の筆記を出版して之を配布せしに、是亦大に其希望に達し忽ち千余名の申込ありて、昨年以來配布したる部数総高二万三千余部に及びたりしが、尚ほ來九月よりは毎水曜日に第二年級の講義を出版し、従来の一年校外生に配布し九月新入の生徒の為めには、更に第一号より以下追次毎土曜日に出版せらるる由」と当時の雑誌に報じられている(『明法志林』明治19年6月25日号)(中央1、p.20)。また明治21年当時の在学者数をみると、校内生2462人に対して校外生は3123人と、これを大きく上まわっていた(中央1、p.23)。創設当初の私立専門学校にとって最大の問題は、資金不足による経営難にあったから、講義録による収入が学校の発展に大きな役割をはたしたことは、想像にかたくない。

(2) 明治法律学校・明治大学

「講演会てふものを設け、新しく講義を聴く能はざる者の為に講義録を発行して之を頒つ。其の之を会員組織と為したるは、他の法律学校の未だ行はさりし所なると、会費を低廉にして実費に止めしとより、入会者日に相踵き、幾はくならずして七千餘人に上り、為に法律書肆の反抗を招きしこと大なりき、爾後年々比の如く、之に依りて自ら直接に法学を普及しこと、論なし」(明治5、pp.43-4)。

また同校の『百年史』には、各年度の入学者数として明治20年8523人、21年7504人、22年6321人、23年6518人という数字も記されている(明治1、p.265)。正規の在学者数は明治20年が1600人、23年が1262人であったから、ここでも講義録の盛況ぶりがうかがわれる(明治1、p.227)。

(3) 和仏法律学校・法政大学

『法政大学八十年史』によると、「中央法学会」が設立されるや「入会者は千余名にものぼ」った。明治23年校外生制度が新設され「講義録第一号が発行されるや、校外生の数はたちまち六六〇余名にのぼり、二五年には五〇〇〇名、翌二六年には八五〇〇名と急激に増加していった」。なお同校史には「校外生制度は、『本校ハ法学普及ノ為メニ地方ニ在テ斯学ヲ攻究スル者ノ便ヲ謀』るという目的で設けられたのであるが、當時世間では……『学校ニ於テ講義録ヲ発行スルハ一ノ商業ニアラザルカ』というように、これを一種の営利事業であると批判する者もあった」ことが記されている(法政2、p.376)。

(4) 専修学校・専修大学

同校が校外生制度を設け、法・経2科の講義録の刊行を開始したのは明治20年1月だが、同年7月の時点ですでに校外生数1458人、講義録数は1837部を数えた(専修、p.461)。また21年2月刊の『専修学校同窓会報告』には、「本校ノ講義筆記ハ昨二十年一月、始メテ発足スル所ノモノニシテ、此事業タル既ニ他校ノ後鞭ニ属スルヲ以テ、創業ノ際ハ多少憂慮スル所ナキニアラサリシト雖トモ、幸ニ世間ノ好評ヲ得テ、初刊以来校外員ノ申込続々トシテ絶ヘス、実ニ意外ノ好結果ヲ得タリ、昨年十二月三十一日ノ調査ニ従ヘハ、現在ノ校外員数は、法律経済二科合ハセテ、貳千四百三十一人アリ、亦驚クヘキノ数ト謂フヘシ」とある(専修、p.461)。「その経理の状況については、史料が見当らないので何ともいえないが、講義筆記の事業は専修学校の経営に、相当プラスしたと思われる」(専修、p.462)。

(5) 哲学館・東洋大学

明治20年9月に開校し「十月より館外生の制度を設けた。館外生とは地方に在りて哲学館講義録により勉学する者である。即ち井上〔円了〕先生の哲学館創立の主意は哲学の普及にあり、従って哲学館に生徒を集めて之に哲学を講授するのみならず、広く之が普及を念としていたので、哲学館の各講師の講義を直ちに講義録として印刷に付し、遠隔の地にあって勉学の途なき者の便とした」(東洋、p.24)。この「講義録の購読者は非常に多く、暫時にて全国津々浦々に遍満し、当時の好学の士にして一度は之を手にせざるはなき状況であった。従って比の講義録より得たる利益金の一部は哲学館の内容充実の費に充てられ、更に後哲学館校舎新築の基本金其他に充当せられた」(東洋、p.26)。

(6) 日本法律学校・日本大学

東京所在の法律学校としては、もっとも後発のこの学校の設立目的は「本校ハ日本法律研究ノ便ヲ計リ、講義録及日本法律ニ関スル著書雑誌類ヲ刊行スヘシ」と、英吉利法律学校のそれと酷似している。講義録の刊行は開校より早く、23年6月から開始されたが、それは「裁判所構成法(2月公布)、民事訴訟法(4月)、商法(4月)、府県郡制(5月)など相次いで新法が公布されるので、これが対策として」計画されたものであった(日本、p.69)。「正科講義録」の他に、これら新法(日本法律)についてはとくに「臨時科外講義録」の形がとられた。「両講義録は当時の法曹界に非常に歓迎され、多大の売れ行きを示したものであった」(日本、p.86)。

(7) 東京専門学校・早稲田大学

すでにみたように同校の講義録は、政学講義会による横田敬太の個人事業として発足した。明治20年頃には講義録の出版元は東京専門学校出版局に変わるが、横田の個人事業であることに変わりはなかった。それが完全に東京専門学校の手に移るのは明治24年1月になってからである。横田時代の実態は十分明らかではないが、発刊当初から「講義録の体裁も優美にして印刷等も鮮明なれば、頗る世間の好尚に適したりと見へ、毎日の入会者平均二、三十名に上る盛況」だったとされる(『中央学術雑誌』明治19年5月号)(早稲田1、pp.604-5)。その後「二十年の前半まではほぼ順調に展開された」とみられるが(田中、p.146)、20年10月に発行主体が変わった背景には、事業の変調があったことが推測される。『早稲田大学出版部100年小史』は、高田早苗が講義録の発行を思いついた動機としては「学術普及の主眼の他に、薄給の教師に原稿料の収入を得させることで、生活費の足しにさせたいという気持が強く働いていた」のでは

ないか。実際に残された記録によると、支払われた講義録執筆料は「当時の稿料としては可也に高いもの」であり、それが横田の経営ゆきづまりの原因のひとつになったのではないか、としている(早稲田4、pp.23-5)。実際に明治23年の校外生数は1992人、それが24年には1115人まで激減している(早稲田1、p.1029)。「当時講義録は政治科、司法科、行政科の三講義をそれぞれ一、二、三年級と毎週9冊ずつ発行していたが、中には100部以下というものさえあり、多いものでも500部を割っていた。校外生(講読者)は毎日減って、講師に原稿料を払うどころか、印刷費の支払いにもこと欠くありさまだった」(早稲田4、p.26)。明治24、5年頃はそれまで増加の一途をたどってきた法学専攻の学生数が一転して減少しはじめた時期である。「近来府下五大法律学校生徒の日を追ふて減少すること非常にして、講師も講義に張合なき程なりと。右は一時東京に法学書生の過多なりし反動なるべし」(『東京朝日新聞』明治25年4月25日)という記事もある。その上、講義録を発行する専門学校の数も増え、過当競争状態が生まれつつあった。だがそれで他校の講義録が危機におち入ったという記録はない。不振の主な理由は、やはり経営の失敗にあったとみるべきだろう。

6. 講義録・校外生制度の実態

このように主要私学、とりわけ法学系私学が競って発行にふみ切った講義録だが、その実態を知ることのできる資料は意外に限られている。古い学校史をみても、ごく断片的な記述しかみることができない。講義録=校外生制度の、それぞれの学校の教育活動全体のなかにしめる位置が、傍系的で不安定なものであったことが、そのことに象徴されているとみてよいだろう。創設期の私学にとって、講義録=校外生制度は、重要な広報活動の手段であり、また収入源でもあった。この点について、明治24年に早くも校外生制度を廃止し、28年には講義録自体の発行を停止した専修学校の校史は、明治20年代初めの講義録の全盛期にふれ、「この頃までの講義筆記は、たしかに盛況をきわめた。その経理の状況については、史料が見当らないので何ともいえないが、講義筆記の事業は、専修学校の経営に、相当プラスしたと思われる。さらに講義録の頒布が法律経済の知識の普及に資し、また専修学校の名を、あまねく全国にひろめた効果は、まことにはかり知れないものがあった」とのべている(専修、p.462)。

しかしこのことは、裏返せば、学校の社会的評価が安定し、正規の学生=「校外生」が多数をしめるようになれば、それだけ教育事業としての講義録=校外生制度の重要性の低下がさけがたいことを示唆している。講義録の発行自体が、当初から、正規の学生の増加や勉学の妨げとなるのではないか、本格的な専門書・教科書の出版を妨害するのではないか、営利行為にすぎないのではないか、といった批判を免れることができなかった。そうした批判をくつがえし、講義録=校外生制度のいっそうの発展をはかるためには、それを支える新しい理念が必要とされる。そしてそれを見出しえたのは、後述するように早稲田大学だけだったのである。

(1) 専修学校・専修大学

講義録の世界からもっとも早く撤退を決めたのは、専修学校であった。同校は法律・経済の2科について講義録を発行し、「三ヶ年間続テ校外員トナリ、学科ヲ修メタル者ハ、終身本校ノ校友ト為」すなど、校外生と校内生と同格に扱うという他校にみられぬ優遇措置をとって、かなりの成功をおさめた。しかし明治24年には本体の法律科自体が志望者の急減により廃止され、

理財（経済）科のみの学校となったことから、講義録の方も理財科だけになった。その理財科講義録も「一方において校外生の方式をやめて、自由購入の方式をとり、他方では年級制を廃して自由購売制に改めた」（専修、p.676）。つまり講義録はいわば雑誌形式で、毎週、経済学の講義内容を一般の購読者に送り届けるだけのものになったのであり、「通信教育」的性格を完全に失なってしまった。その『理財科講義』も明治28年には166冊で完結し、以後専修学校は講義録の世界から姿を消した。

(2) 関西法律学校・関西大学

関西大学の前身校である同校が、講義録の発行を始めたのは明治20年8月である。「内容は各講師の講義を生徒の中から選ばれた筆生が筆記して、それぞれの講師の校閲を経て印刷に附した」（関西、p.34）。翌年9月には「筆授生」の名称で校外生制度が始まるが、「筆授生ハ全ク当校ノ学生ト同一ノ特権ヲ有シ、或ハ之ト同一ノ学級ヲ占メ、或ハ又学期卒業等ノ試験ニ応スルコトヲ得」るという、後発校ならではの優遇振りだった（関西、p.38-9）。月謝も30銭と他校にくらべれば格安で、「地方好学の青年の間に好評を博し、希望者は殺到してその収益が有力な財源となる程にまで発展した」とされるが（関西、p.39）、両制度とも校主の交替に伴い、22年5月にはあっけなく廃止された。2年足らずの生命であった。

(3) 和仏法律学校・法政大学

明治23年校外生制度を導入し、「所定ノ学科ヲ終ヘタルモノニハ修業証書ヲ授与シ校内生三年級ニ編入」する道を開くなど、努力した結果、26年には校外生数が8500名に及んだ（法政2、p.375）。しかしこの頃がどうやらピークであり、以後、さまざまな改革が加えられたものの減少の一途をたどり、明治35年頃には1500～2000名程度におちこんでいた。この間明治29年には講義録の購読・頒布期間を従来の3年から1年に短縮し、また学年別編成をやめて学科別にするなど大幅な変更があった。「講義録をして一ヶ年に終了せしむるは、徒に其発行を一ヶ年に結了せしめんことを期したるにあらず。講義録は成る可く平易簡約を旨として記述し、以て初学者の入門に適すべく、又法学者の温習に適せしむべき一種の新案」だと説明されているが（法政2、p.377）、校外生は校内生とまったく内容のことなる講義録の購読者になったわけで、校内生への編入制も当然のことながら廃止されたとみてよい。「民法典論争による仏法系の法律学校の敗北にともなう和仏法律学校の不振と……法學生の就職の道が従来よりせばめられ、校外生が急激に減少してきたこと」が、その背後にあった変化として指摘されている。（法政2、p.378）こうして「学校制度の整備、出版物の普及とともに、講義録の需要も年々減少していったために、ついに大正五年この制度を廃止することになった」（法政2、p.380）。

(4) 日本法律学校・日本大学

校外生制度も設けられ、講義録は「当時の法曹界に非常に歓迎され多大の売れ行きを示した」とされるが（日本、p.86）、校史にはそれ以上に詳しい記述はない。ただ年表をみると、明治34年10月、「速成法制経済講義録」を発刊、明治39年5月「従来の講義録を法科講義録と改題する。新らに商科講義録発行の予定をもってである」などの記載があり、また大正2年度の収支予算一覧表に「講義録ニ対スル入金」として600円が計上されている（日本、p.146）ところなどからみると、講義録の発行が続けられていたことがうかがわれる。なお、国会図書館にも122点と、法政大学に次いで多い数の講義録が所蔵されている。

(5) 哲学館・東洋大学

東洋大学の前身であるこの学校についても、資料は十分ではない。明治21年から始まった「正科（のち高等科）講義録」の他、明治26年妖怪学講義、30年仏教専修科講義録、漢学専修科講義録、32年仏教普通科講義録、33年漢学普通科講義録、通俗哲学講義録が刊行され、これに26年刊行の尋常中学講義録をあわせて「哲学館八大講義録」と称した（東洋、p.352）。これら講義録は、明治38年になって中学講義録をのぞく7講義録が高等科、法学科、仏教科の3科に統合された。それまでの「読者十余万人に達した」という（東洋、p.352）。また「本館の関係者を算へ来たらば創立以来の館内入学者凡そ三千人、館外生凡三万人」という報告もある（明治35年）（東洋、p.66）が、館外生と講義録との関係は明らかではない。なお38年に三種の統合された講義録は「從來の体裁を一変し、科目別に分綴して、講学上の便宜を図ることとなった」とあるように（東洋、p.352）、講義録の名称は残していても、その内容は高等科講義録でいえば第一号の美学講義から始まって第22号の論理学まで、概説書ないしテキストの集大成に近いものになっている。

7. 明治大学の講義録事業

明治法律学校・明治大学の講義録=校外生制度については、かなりの事実が明らかにされている。校外生の推移をたどってみると（表3）、明治20年代の後半には5000人前後で推移していたが、30年代に入ると再び増加に転じ、35年には1万人の大台をこえている。明治37年には15,312人という数字もある（明治1、p.419）。明治法律学校についてみる限り、講義録事業は盛況を続けていたのである。この間に事業にはかなり大きな変化がみられた。なによりも明治30年に至って講法会が明治法律学校出版部に変わり、同時に「校外生規則」が定められた。つまり他校と同様に講義録と校外生制度とが明確に結びつけられ、講義録発行が同校の教育事業の一部として正式に位置づけられたのである（明治1、p.415）。「講法会で発行した既刊の講義録にかわり、通学生の各学年次の講義を筆記し印刷し、第一～三年にわけて発行することになったのである。從来の自由ではあるが、教育課程として不十分な法律学教育を、体系的なものに編成替えしようとするものであった。それは……通信教育としての法学教育の質的向上を図ることをねらったのであった。しかし講法会を出版部とかえ、教育課程を通学生と同様にした校

表3 明治法律学校・校外生入学者数

明治20年	8,523人	明治28年	5,329人
21	7,504	29	6,201
22	6,321	30	5,276
23	6,518	31	6,412
24	5,467	32	7,315
25	4,531	33	8,217
26	5,317	34	9,507
27	4,828	35	12,515

資料『明治大学百年史』第三巻歴史編1 p.265による。

外生の発足は、社会教育的見地からする啓蒙的な法律学知識の普及ということでは後退といえなくもない」(明治1、p.415)。

たしかに「後退」かも知れない。しかし、主要な法典が公布されたことは、「啓蒙的な法律学知識の普及」の時代の終焉を意味していた。講義録を「社会教育」よりもむしろ、「学校教育」の一部として位置づける、あるいは講義録=校外生制度を「疑似学校化」する、それが明治法律学校が見出した講義録の生き残り、発展方策だったのである。

整備された校外生制度の概略を、明治38年9月発行の『明治大学校外生規則』(明治学報臨時増刊第92号)によってみよう。「明治大学学則」を附録にした「校外生規則」が作成・発行されたこと自体、同校の講義録事業への熱の入れ方をうかがわせる。

まず校外生は法学科と商学科の2科に分かれ、入学資格は「試験ヲ要セス、何時ニテモ又何学年ヘモ入学ス」ことができるとされた。入学金は不要で購読料(月謝)は法学が40銭、商学45銭、「但諸官庁会社等ノ諸員」つまり有職者については、各5銭の割引きがあった。校外生になると「講義録ニ登載シタル諸講義ニ付キ書面ヲ以テ質疑ヲ為ス」ことができる。「質疑ノ事項ニシテ緊要ナルモノハ答案ト共ニ之ヲ講義録ニ登載」することになっていた。課程を修了すると「一学年毎ニ修業証書ノ交付ヲ受」けることができる。さらに重要な点として、「校外生ニシテ試験ヲ受ケ及第証書又は卒業証書ヲ有スル者ハ無試験ニテ校内生(第一学年、第二学年又ハ第三学年)ニ転スルコトヲ得」とされた。試験をへて、という条件つきではあるが、校外生には正規の学生として大学本校への編入の道が保証されることになったのである。これは講義録で学ぶ人々にとって、きわめて重要な特典であった。

その試験だが、「通信試験トシ本大学ヨリ試験問題ヲ受験者各自ニ送付シテ答案ヲ徴シ之ニ依リテ其成績ヲ定」める。試験に及第すると第一学年の及第者には第一学年、第二学年の及第者には第二学年というように、一学年おくれて本校の正規学生への編入が認められた。また第三学年の試験に合格して卒業証書をえたものは、大学の「準校友」となることができた。この他「校外生ニ対シ時々懸賞問題ヲ出シテ論文ヲ提出セシメ優等者ニハ……授業料ヲ免除シ又は賞品ヲ授与」する。さらに「当選ノ論文ハ之ヲ講義録又は明治学報(本大学雑誌)ニ登載ス」などの奨励策も設けられている。校外生は「本大学ノ討論会演説会講話会及訴訟演習会等ニ出席スル」ことができるし、「本大学出版部ノ発行ニ係ル書籍雑誌等」を、特価で購入できる。校外生を大学共同体の(周辺的ではあるが)一員として位置づけるための、さまざまな努力の払われていることがわかる。

講義録は第一学年から第三学年まで、3学年に分かれ、各学年とも10月に発行が始まり翌年9月で完結する。発行は毎月2回、各回ともさまざまな科目的講義をのせた170頁前後の講義録が頒布される。希望すれば3学年分を同時に購読することができる。講義録にはまた「諸学科ノ講究ニ資益スヘキ論説、判決例、質疑問答、試験ノ問題及答案、趣味アル内外國ノ事項、重要ナル法令及本大学ノ記事等」、さらに「初学者ノ為メノ法律経済辞解」が掲載されることになっていた。「校外生規則」は、これを同校講義録の重要な特色のひとつにあげているが、さらに大きな特色として「陳套ナル講義ヲ登載セサル事」をあげ、「講義録ニハ発行當時ノ学年ニ於ケル講義録ヲ筆記シテ更ニ担当講師ノ校訂ヲ経タルモノ及講師自カラ之ヲ記述セラレタルモノノミヲ掲ケ苟クモ陳套ナルモノヲ襲載セス故ニ之ヲ讀メハ登校シテ親シク該学年ニ於ケル講義ヲ聴

クト異ナルコトナシ」と強調している。「発行期日ヲ愆ラケルコト、完結ノ速カナルコト、校正ノ厳密ナルコト、用紙ノ精良ナルコト、体裁ノ嶄新ニシテ講読ニ便ナルコト」も、特色のひとつに数えられている。それだけ大学講義録間の競争が、激しさを増していたことがうかがわれる。

制度の整備により、校外生制度がさらなる発展の道をたどることになったのかどうかを伝える資料は残されていない。明治41年度の「明治大学学況報告」によると、従来の法科・商科講義録の他に「商業講義録及法学選科講義録」の発行が予定されていたこと、創設以来の「入学者」数が95,046人、「修了者」4,349人、「現在入学人員」7715人であることがのべられている(明治2、p.678)。現在入学人員を、明治35年の12515人とくらべてみるとかなりの減少がみられること、「修了者」つまり3年間講義録を購読し「修了証書」(卒業証書ではない)を得たものが意外に少ないと、講義録の一部のみを購読する「選科」制が設けられたらしいことなどがわかる。大正2年の「校外生規則」によると校外生は本科、選科、特別の3種に分けられ、3学年を通して学ぶものが本科生、1~2学年のみを学ぶものが特別生とされている。選科生は「選科講義録ニ就キ法律経済ニ関スル諸学科ヲ修ムル」もので、講義録の内容は「国民生活上必須ノ学科ニシテ且諸種ノ文官、自治団体吏員等ノ職司ニ必要ナル諸学科」と、教養的な色彩が強い。卒業試験、編入制などはそのままだが、懸賞論文による奨学策は削除されている(明治4、pp.129-141)。これらの変更も、講義録=校外生制度が、次第に衰退に向かいつつあったことを示唆しているように思われる。

同校の『百年史』によれば、「大正期に入ると校外生の大学のなかにおける位置が変化していくようであるが、実態は明らかではない……『明治大学学則』(大正八年九月発行)では最初の記事に校外生の概要を記してあるものの、規則は載せられていない。大正九年においても同様である。そして大正十一年の学則からは校外生という名称は完全に消えている。この校外生制度が学則の上からなくなるのは大正10年前後であるが、それがいかなる理由からなのかは不明である。大正期に入ってから、資本主義の発展と積極政策の展開によって各地に中等学校や専門学校などの高等教育機関が設立された。そのことが通信教育である校外生制度への需要を低めたことも考えられる。大正九年四月に大学令による明治大学の認可が下りることと関連して、教育・研究機関としての大学組織の質的向上がはかられるなかで整理されていったようである」とのべられている(明治1、pp.421-2)。明治大学の講義録=校外生制度は、新しい使命を見出しえず、消滅していったのである。

8. 中央大学の講義録事業

英吉利法律学校としての設立当初から、講義録=校外生制度を重視してきた中央大学の場合、『二十年史』に「在外員」の項があり、次のように記されている。「英吉利法律学校創立の時代に在ては、斯くの如き制度は未だ我国に之れあらざりしか故に、本大学に比制あるや、其第一回の募集に応し校外生となりたる者、實に四百二十名の多きに達す。而して法律学の進歩と共に比制度は漸次発達し、年々歳々講義録に因りて法律学を修得するもの益其数を加へ、今日に於て万を以て数ふるに至れり、是等在外員の成績に就ては其詳細を知るに由なしと雖も、在外員卒業者にして各種の試験に登第し、現に高等文官、司法官、若は弁護士の職にある者決して

少なからず」(中央2、p.133)。明治30年代後半の状況である。同史には明治37年時点での在外員の府県別数が掲っているが、東京府の1182人を筆頭に総数で7462人を数える。同年の明治大学の校外生数15312人には及ばないが、かなりの数である。

その「在外生」(在外員)制の実態だが、菅原彬州による詳細な研究がある(「中央大学における戦前の通信教育」)。菅原の分析は英吉利法律学校から東京法学院、そして中央大学へという成長・発展の過程での校外生=講義録の位置づけの変化を追う形をとっているが、それによると、同校の場合にもその地位が着実に低下していくことがうかがわれる。すでにみたように講義録=在外員制は、英米法の普及をめざす同校にとって、創設当初からの重要な教育事業であった。それはたとえば明治20年7月の「英吉利法律学校規則」が「入学スル者ヲ分チ校内生校外生トス」とし、「本校ニ通学シテ講義ヲ聴聞スルモノヲ校内生トシ本校ニ通学セスシテ、本校出版ノ講義録ニ依リ修業スル者ヲ校外生トス」と、校内・外生を対等の位置においていることからも知られる(菅原、p.36)。数の点でも明治21年当時、校外生は3千余名で校内生1500余名の倍に近かった。

東京法学院になった明治22年10月の新しい学則でも、名称こそ在院生と在外生に変わるが、両者の位置は並列的であり、在外生に関する規定は学則の一部にふくまれている。ところが明治27年に改正された学則になると在外生の規則は姿を消す。「その理由を明らかに示す史料は見当らないが、このことは通学生に対する教育こそが主であり、通信生に対する教育は従である考え方方がやや強まってきたことをうかがわせる」と、菅原は書いている(菅原、p.67)。明治27年には在外生は「在外員」という呼称に変わり、正規の学生との区別はさらに明確なものになった。「近代的な教育制度体系が整備、確立されてくるにしたがって、通信教育は、その社会的役割において大きな意義をもちらながらも、いわば正規の体系からはずれて変則的な教育として位置づけられていく」(菅原、p.68)。東京法学院も他の法学系私学と同じ方向をたどりはじめた。

明治38年8月に定められた「在外員規則」は前節でみた明治37年の明治法律学校のそれと多くの点で共通しており、学校間の競争の過程で講義録=校外生制度の、制度としての成熟ないし画一化が進んだことをうかがわせる(菅原、p.88-92)。たとえば東京法学院はそれまで、在外員の正規の学生への編入を認めていなかったが、新しい規則ではそれを認めている。「校正の綿密なること、紙質の精良なること及び発刊期日の正確なること、其行文の平易簡明にして初学者と雖も解し難きの患ならしめん事を期する等は本校の最も留意する所にして、記事欄中欧米に於ける最新の学説判例、我法界の疑問に対して大審院の下したる判決の批評、時事問題に対する大家の意見等は興味津々手を釈く能はざるものあるへし」(菅原、p.95)と、雑誌と書籍の中間的な講義録の独自の形式を特色としてうたっている点でも、明治大学の場合と同じである。

しかしこうした努力にもかかわらず、中央大学の講義録=校外生制度も結局、明治大学の場合と同じく廃止への道を歩まねばならなかった。同校の『七十年史』はごく短く「大正八年、新大学令が公布せられ、本学もまたこれに準拠して学制に大変革を加えなければならなくなつたため、これを廃止したのは惜しむべき限りであった」と記すにとどまっている。同校の機関誌『法学新報』(大正9年5月号)も「在外員の制は明治十八年より実施し來りしも最早や其時機にあらざるを感じ前学年限り廃止する事と為」ったのだと、その理由を説明している。菅原は

さらに、用紙の値段や印刷費が高騰し、講義録の作成コストが上昇する反面、正規の課程に在学する学生数が増えるとともに大学の経営が安定し、講義録からの収益に頼る必要がなくなったことを理由としてあげている(菅原、p.117)。ここでもまた、講義録=校外生制は、その存続と発展への新しい使命を与えられることなく、消滅せざるをえなかつたのである。

9. 早稲田大学と大学拡張

早稲田大学の講義録の出版元であった早稲田大学出版部の『100年小史』によると、大学講義録が「最後の受講生の終了をまって七十数年にわたる長い歴史に終止符を打った」のは、昭和33年3月であった(早稲田4、p.101)。主要な大学講義録がいずれも大正中期にその生命を終えるなかで、ひとり早稲田大学講義録のみが在続したのは、発行母体である早稲田大学がそれを「大学拡張」(ユニバーシティ・イクステンション)事業のひとつに位置づけ、積極的な意味づけを与え、また変化する時代の要請に対応させるべく改善への努力を怠らなかつたからである。とはいえそれが歩んだのは、けして平坦な道ではなかつた。

すでにみたように、講義録の発行が完全に東京専門学校の手に移つたのは明治24年である。移管にあたつては、当時法学系私学を苦しめていた学生数の減少と結びつけて、「講義録を購読し居れば、態々上京して入学するにも及ばぬ道理である。入学生の不振は講義録の出版、幾分か之れが因を為」しているのではないかという反対意見もあり、廃止の議論もあったという(早稲田1、p.846)。これを救つたのは、同校の幹事であった田原栄である。「東京専門学校建学の補助機関として発行し來りたる講義録を、少し位ゐの不況を見ればとて、之を廃刊するは如何にも残念である。而して講義録の発刊が学校建学の趣旨を天下に拡布するの機関とこそなれ、学生入学の不振を来す原因となるなどと云ふ事は断じてこれ無き事と確認するが故に、従来の行い方に一大刷新を加へ、多少の損失覚悟で、今一年是非行って見ようではないか」という田原の意見で、一年奮労努力したところ幸いにも「発刊部数は予期以上に増加し、従つて従来の損失なども大部分補填しえた」と、当時の関係者のひとりが回顧している(早稲田1、p.846-7)。発行回数を毎週から月3回とし、月謝を引き下げ、正規の講義の他に「科外講義」や、欧米の最新の学説を翻訳掲載するなどの改革が行われ、編集体制も強化された。講義録=校外生制度は、ようやく東京専門学校にとって「学校建学の趣旨を天下に拡布」する手段ないし事業として、積極的な意味づけをされるようになった(早稲田1、p.848)のである。

講義録=在外生制度が、東京専門学校において「大学拡張」事業の一部として自覺的にとらえられるようになったのがいつかは、はっきりしない。田中征男によれば、大学拡張運動(university extension movement)の歴史や存在を紹介する最初の記事、家永豊吉の「英米ニ於ケル大学教育普及ノ運動」が『国家学会雑誌』に掲載されたのが明治24年12月であり、翌25年1月には家永による同様の紹介が東京専門学校刊行の雑誌『同攻会雑誌』に載つており、それが同校の「講義録発行の事業や巡回講演会の発展に大きな役割を果た」したという(田中、p.22)。事実、「ユニベルシチーエキステンション」の語は、すでに明治28年1月の、新たに刊行されることになった文学科講義録の広告中に見えるし(早稲田1、p.851)、明治29年に創立15周年を記念して出された『東京専門学校一覧』も、明治26年8月から始まつた「巡回講話」について、「是レ欧米ニ行ハル、『ユニヴァシテー、エキステンション』ニ倣フモノ」であると説明してい

表4 早稲田大学における校外生数の推移

	政治経済科	法律科	行政科	文学科	歴史・地理科	計
明23	890	701	401			1,992
24	453	411	251			1,115
25	573	438	275			1,286
26	765	716	299			1,780
27	894	857	306			2,057
28	899	764	363	965		2,991
29	1,003	1,974	717	894		4,588
30	1,565	2,157	1,001	1,537		6,260
31	1,995	2,372	2,113	1,335		7,715
32	2,696	3,191	2,991	1,335		10,213
33	2,501	4,066	3,198	2,791		12,556
34	2,779	3,402	2,422	3,181		11,784
35	2,667	3,068	3,747	2,509	1,639	13,630
36	3,601	3,718	3,247	3,229	2,615	16,406
37	3,746	3,793	3,056	3,764	3,030	17,347

p.155, 田中

る（早稲田8、pp.4-5）。そしてそれが『廿五年記念早稲田大学創業録』の「早稲田大学の附属事業として特にここに記すべきものは、巡回講話と講義録の発刊となり。蓋しこの両者は、一は口舌により他は筆記印刷によるの差ありと雖も、その目的とする所は、ともに大学教育の普及にありて、かの欧米に所謂大学拡張事業と正しくその揆を一にするものなり」という記述につながっていくのである（早稲田7、p.167）。

それはともかく、東京専門学校の手に完全に移った講義録事業が、順調な発展の局面をむかえたことは表4から明らかである。従来からの政治経済、法律、行政の3科に加えて明治28年からは文学科、そして35年にさらに歴史・地理科講義録が加わり、講義録の購読者数は明治32年に1万人、36年には1万6千人をこえた。明治35年7月発行の『早稲田大学規則一覧』（『早稲田学報臨時増刊第70号』中の「早稲田大学講義録」の項をみると、上げ潮にのりつつあった同校の講義録の世界を知ることができる（早稲田9）。

そこではまず「講義録発行の趣旨」として「本校が多年政治経済、法律、行政、文学教育、史学等各科講義録を発行し広く校外生に頒つ所以のものは一に建学の本旨たる高等学術の普及、国民教育の発達を企図せんが為」であることがのべられている。巡回講師の派遣、欧米諸大家の名著の翻訳、学者の大著述の出版、学術雑誌の発刊などもみな「建学の本旨」にそった活動だが、「講義録の発行は實に本校が学問普及の最も重要な手段として特に重きを置く所」である。講義録の各科とも「時勢の進運に伴い改善の点を挙げ來りたるを以て、其成績頗る顯著」であり、「各地に散在せる校外生は既に業を卒へたる者、現に修学中の者を合せて其数、十数万に達」していると、その発展ぶりをうたっている。

この時期には4種の大学講義録が刊行され、これに史学科講義録が加わる予定になっていたが、それぞれの目的は次のように特徴づけられている。(1)政治経済科講義録。他校にみられぬ

早稲田の看板講義録である。「高等なる意味に於ける国民教育は實に本講義録の主眼とするところ、立憲自治の本分は素養を比講義録に得たる者能く之を全うするを得。官公史及実業家等亦本講義録によって得る所盡し尠少ならざるべし」。(2)法律科講義録。「人事百般の行為法律に支配せらるる今日、苟も国民の本分を完うせんと欲せば法律学の原理原則を理解するの要あるは勿論一般成法の研究を忽にすへきにあらず。況んや本講義録は判検事弁護士試験に応せんとする者を標準とし、さらに「本年度よりは受験欄を新設し各種の試験問題に付き、平易明快に解説を与へて受験者の参考に供」するものである。(3)行政科講義録。「是れ法律科の二三を取捨して経済財政の学課を加へ高等文官試験に応せんとする者を標準として記述せしを以て普通文官受験者、行政官、自治体の役員、銀行会社員等には無上の好伴侣たるを失は」ないだろう。(4)文学教育科講義録。「本講義録は、教育者及び教育者たらんとする者のために、無二の師友たるべきのみならず、広義に所謂文学の研究を志す者のために、亦、座右の珍たるべきものである。もともと「本校の文学科は、和漢洋三文学の調和を図り、広義に所謂文学思想の普及を目的として起りたるもの」だが、教育の現場と社会の趨勢にかんがみて「前年、学科の組織を一変し、専ら力を教育の方面に注ぎたりしに、其の結果所期に違はずして、大に江湖の歓迎を辱うする」ことができた。それをふまえて、「文学及び教育の方面に亘りて、精良有益の諸講義を掲げるものである——ここからは、講義録が対象として想定していた購読者=校外生像を読みとることができる。

さいごに、早稲田大学講義録について列挙されている「諸種の特色及特典」をあげておこう。

「講義の文章は平易明瞭を第一義とし難解の憂なからしむべし。

広く質疑に応じ之が解答を紙上に掲げて一般読者に示すべし。

受験欄を新設して各種試験問題の解説をなし参考に供すべし。

毎年一回懸賞論文を募集し当選者には月謝免除の特典を与ふべし。

講義録講修済の者は通信を以て学力を試験し卒業証書を与ふべし。

卒業試験及第者は准校友となし永く本校との関係を保たしむべし。

准校友にして校内生たらんとする時は試験の上特に第三年級に編入すべし。

本校図書館に於ける図書の閲覧を許し校内生と同様なる利便を与ふべし。

講修済の上再講修をなす者及二科以上兼修する者には月謝を減額すべし。」

これらの「特色及特典」も、また校外生に関する諸規定の内容も、これまでみてきた明治大学や中央大学のそれと、さほど変わることろはない。競争の激化が制度の画一化をもたらしたことは、すでに指摘した通りである。早稲田大学講義録の重要な特徴は、第1にそれが「大学拡張」の一環として「建学の本旨」にはっきり結びつけられていた点、第2に、それが法学にとどまらず、政治経済学、行政学、文学教育学、さらには史学と、慶應義塾とともに、高等教育機関としての総合化のもっとも進んだ同校の教育課程の内容をふまえた、講義録の多様性にあったとみるべきだろう。

10. 早稲田大学の講義録事業

しかし、他校と同様、早稲田大学の講義録も、この時期がひとつのピークであったらしい。明治37年、日露戦争が起こると講義録の購読者数は急減し、その後も復調せず、40年には行政

科と歴史地理科（史学科の後身）が廃刊に追いこまれ、38年創刊の商業科、39年創刊の中學の2種の中等レベルの講義録で、なんとか息をつく状態におち入ったのである。このため大学執行部の内部では経営のお荷物になった出版部、つまり講義録の存在をめぐってはげしい議論がたたかわされるに至った（早稲田4、pp.39-41）。議論の過程で明らかにされたのは「講義録は完結に至らなければ完全に用をなさないものであるから、発行の中途に於て廃刊するのは校外生に対して不徳義であって、本大学の体面上も、亦教育上からいっても忍び難い事である。たとひ将来廃刊するものと確定しても、現在講義録の完結までは継続して発行せねばならぬ。新たに校外生を募集しないで、其数の既に著しく減じている校外生に対して、其卒業期まで講義録を発行して行くには、約二万円の損失を忍ばねばならぬ」という、進退ままならない事態にあった（早稲田2、p.512）。そして執行部はこの苦境を、出版部を大学から切りはなし、講義録の生みの親である高田早苗に委譲し、高田の個人事業にするという便法により打開することとし、合意をえた。

その際の契約書には、出版部は「從来ニ在リテハ本校ノ事業ヲ稗補シタルニコト尠カラズト雖モ、日露戦後ノ影響ヲ蒙リ、事業漸ク萎微シ、往々ニシテ損害ヲ生ゼントスルノ虞アリ。旦事業ノ本性上、本校ト直接ノ関係ヲ断ツヲ以テ将来発展途上便利ナリト認ム」と率直に書かれており、「早稲田大学ハ高田早苗ニ、同大学ノ名ヲ以テ校外生ヲ募集シ、各種講義録ヲ発行スルコト」を認めた（早稲田2、p.514）。つまり出版部の分離独立とともに、講義録=校外生制も高田の個人事業になるという変則的な事態を生じたのである。個人事業とはいえ、高田は早稲田大学の最高幹部の一人であるから、大学とまったく無関係ではない。どころか、その後も出版部は早稲田大学出版部の名称で一般書や早稲田の教科書を発行し、「校外生ヲ募集シテ講義録ヲ頒布シ校外生ノ通信試験ニ及第セルモノニハ大学ノ名ヲ以テ卒業証書ヲ授ケ修了者ニハ修業証ヲ授ケ其成績優等ノモノニハ賞状賞品ヲ授ケ」続けたし、大学の方もまた「前記ノ卒業者、修業者ノ校内入学ニ際シ特ニ束修金納付ヲ免除シ卒業者ハ中学校卒業生ト同等ノ学力アルモノト見做シ中学校卒業生ト同様ノ試験ヲ課シテ入学ヲ許可」するなど、「校規ノ許ス範囲ニ於テ校外生募集ノ便宜ヲ与ヘ」続け、出版部はその見返りとして毎年純益の20%を「大学ニ納付シテ其経費ヲ助ケ」たのである（早稲田2、p.1037）。

皮肉なことに、高田の個人事業となった出版部は、講義録以外の書籍出版が成功したこともあるって年々かなりの高収益をあげ、大学への納付金は明治40～45年の6年間だけでも2万1千円にのぼった（早稲田2、p.516）。そして明治40年4月、早稲田大学総長に就任した高田は42年11月、大学に「校外教育部」を新設して「通信教育（講義録発行）」を「巡回教育」とならぶ「校外教育事業の大きな柱とした。43年5月に行われた同部の発会式での演説のなかで、高田はその趣旨を次のように述べている。

「世界に於ける大学教育の普及事業は其源を英國に發し、爾來オックスフォールド大学は同校の事業として孜々之に努め、今や全國到る所にて校外教育は盛に行はれつつあり。之れに次ぐは米国にして、シカゴ大学にては既に其講師を校内の者と校外の者との二種に分ち居る程なり。其他独・伊・蘭諸国に於ても漸次比の効果を認め、比事業に尽瘁しつつあり、本校も茲に鑑みる所あり。既に二十年前より講義録を発行して校外教育に力め、且地方教育家の求めに応じ巡回講話をも為したるが、未だ十分なりと認むるを得ず。故に今回更に校外教育部なるものを設

け、社会の各段階に亘り広く会員を募りて講習会を開き、時期を定めて大学講師を各地に派遣し、一週或は十日を以て連続講話を為さしむる事とせり」(早稲田2、p.501)。二本の柱となつたとはいえ、校外教育部の主要な事業は「巡回教育」であり、講義録による「通信教育」は依然として出版部の事業視されていたことがうかがわれる。

出版部による講義録事業はその後も浮沈をくり返した。出版部の『100年小史』によると、明治41年には1年修了の『高等国民講義録』(一名通俗大学教育)の発行が開始されたが、3年で廃刊になった(早稲田4、p.59)。大正5年にも『大日本青年講習録』の発刊が試みられたが半年たらずで挫折している(早稲田2、pp.1035-6)。出版部の経営を順調なものにしていたのは、講義録ではなく一般書・専門書の予約出版であったという指摘もなされている(早稲田2、p.1038)。しかし全体としてみれば順調に利益をあげている出版部が、高田の個人事業であることをめぐって批判や中傷がくり返され、大正7年には出版部は大学を最大の株主とする株式会社組織に変更されたが、大正13年になると、出版部を「大学の看板を盗む當利会社」と誹謗する記事が『早稲田大学新聞』に掲載されるに至った。

「愛読者十七人と称する六大講義録発行の本元、早稲田大学出版部は宛然大学直属の事業として一般に認められ、そこに勤務中の人々の裡にさへさう信じられている」。ところが出版部は「株式会社」であり、大学とは別個の組織である。「講義録終了者の大学入学連絡の好餌で大学当局との了解ありと単に講義録売れよかしの當利政策上、神聖なる大学を商売道具にするもの」ではないか。「図々しい大学の看板泥棒」であり、「事業全部を学校の経営に移せ」という意見が学内にある、というのである(早稲田4、pp.65-6)。これに対して出版部側は、出版事業が早稲田大学の発展に支えられると同時に、その発展にいかに寄与しているかを強調して反論し、とくに講義録=校外生について「無慮幾十万の早稲田大学渴仰者が各地に在る事は、大学の一大声援であらねばならぬ。而して彼等と本大学との連鎖となるものは、實に出版部発行の講義録であることを忘れてはならぬ」としている。講義録のおかれた微妙な位置を象徴するような応酬といえよう(早稲田4、p.72)。

表5をみると、明治末から大正期にかけて、そのように出版部の當利性が問題になるほど、講義録出版が好調であったことがわかる。ただその好調さを支えていたのが、大学講義録ではなく、商業・中学の2つの新たに始められた講義録であることもまた、表にみる通りである。明治43年にすでに全校外生数の30%強に低下していた大学講義録の購読者数は、大正8年にはさらに17%まで落ちこんでいた(早稲田3、p.501)。その後の推移については断片的な資料しかないが、大正12年の校外生数13万6千人のうち、最大多数をしめたのは中学科で5万7千人(42%)、さらに「過去十数年間ニ未ダ比類ナキ佳良ナル成績」とされた昭15年のピーク時の「講義録売上高」をみると、中学講義録が56%と過半をしめ、大正12年に始まった高等女学講義が13%でこれに次ぎ、8%の商業講義録とあわせて売上全体の77%をしめており、講義録の中心が早稲田の場合にも大学から中等教育へと完全に移ったことを教えてくれる(早稲田3、p.1118)。

こうした移行の過程で、当然のことながら大学講義録の内容も大きく変わった。なによりも、それは学校での教育課程に準拠した講義の筆記・再録であることをやめた。明治10年代から20年代にかけて発足した私立の専門学校が「専門学校令」の公布により、正規の高等教育機関と

表5 早稲田の校外生数

科別 年	政治 経 済 科	法 律 科	行 政 科	文 学 科 ⁽¹⁾	歴 史 地 理 科 ⁽²⁾	商 業 科	中 学 科	高等 國 民 教 育 科	合 計
明35	2,667	3,068	3,747	2,509	1,639				13,630
36	3,601	3,718	3,247	3,223	2,615				16,404
37	3,746	3,798	3,056	3,764	3,010				17,374
38	4,173	3,274	2,184	3,697	3,022	5,343			21,693
39	3,512	3,294	1,776	3,159	2,459	8,070	6,293		28,563
40	3,014	3,547		3,301		8,809	7,983		26,654
41	2,834	3,194		2,448		8,626	12,817	3,615	33,554
42	3,034	3,537		2,354		7,931	12,078	3,836	32,790
43	2,978	3,590		2,269		5,449	21,528	2,954	28,768
44	3,445	3,596		2,867		6,094	15,404		31,406
45	3,655	3,792		3,114		8,102	14,833		33,496
大2	3,606	3,717		3,365		4,068	17,215		31,971
3	4,108	4,363		3,914		6,308	22,014		40,707
4	5,791	4,034		3,395		5,784	32,606		49,610
5	4,262	4,932		4,184		7,047	35,219		55,644
6	3,248	3,620		3,520		7,680	31,207		49,275
7	3,157	3,226		3,096		11,280	35,221		55,980
8	7,854	6,930		5,916		22,800	45,305		88,805
合計	66685	69,230	14,010	60,095	12,745	123,411	299,723	10,405	656,304

注(1) 明治35年から39年までは文学教育科。

(2) 明治35、36年は史学科。

して認可されたようになったのは明治36年以降のことである。大正7年の「大学令」により私立専門学校にはさらに大学への昇格の道が開かれる。こうした高等教育機関としての発展の過程で、教育課程は着実に整備され、教育の内容もますます高度化し専門化していく。講義録による独学だけでは、教育内容を理解し、習得することのむずかしい時代がやってきたのである。それだけでなく、高度の内容を平易にのべた教科書、参考書、専門書の類も数を増し、簡単に入手できるようになった。それになによりも、大正期の後半から高等教育の機会が著しく拡大された。大学講義録の時代は、明らかに幕引きの、終焉の時をむかえようとしていたとみてよい。

他の、とくに法学系私学の講義録はすでにみてきたように大正期の半頃にはほとんど姿を消

し、残されたのは早稲田大学のそれだけであり、しかもここでも大学講義録は急速に傍流においやられつつあった。そしてそのなかで大学講義録は、その内容を大学の講義や教育課程のできる限り忠実な「複製」化することをやめ、啓蒙性や教養性、あるいは受験準備をうたった独自のものに組み変えていった。たとえば大正14年刊の『早稲田大学六大講義録要覧』をみると(早稲田10)、講義録が「長い歴史を有し、其間時勢の進展に伴って改造に改造を加へ」てきたことを強調し、「現在執筆せられつつある講師は、何れも当代一流の学者・教育家を網羅し、其講義は斬新にして平易懇切を旨とするは勿論、飽くまでも執筆上に全責任を有している」とするだけで、それと早稲田大学の正規の教育との関連にふれるところは、ほとんどない。むしろ早稲田大学の講義録が「毎年新学期を開始するに先だって執筆講師を一堂に会し、編輯員一同之に参加して講義録改造に関する諸般の打合せを行ひ、講義の改むべきは改め、新たにすべきは新たにして新学年の講義は発行せらるるの」だと、内容の独自性を訴えている。また校外生の編入制についても、卒業試験に合格し卒業証書を得たものを、さらに試験して専門部の第2年級、あるいは高等師範部の予科に入学させるというように、従来にくらべれば条件がきびしくなっている。大学講義録の時代は、早稲田の場合にも終りに近づいていたといってよいだろう。

出版部の講義録事業は、その後昭和2年に「電気工学講義」、昭和3年『電気工学予科講義』、昭和4年『建築講義』と拡大されたが「全般的に講義録の発行部数は伸び」ず(早稲田4、p.77)、昭和6年には「講義録にアクセントをつけ、購読者の獲得を狙った企画」として、「講義録購読者に配布するタブロイド版の機関紙『早稲田春秋』が発刊されるなどのことがあった(早稲田p.79)。昭和8年からは、この機関紙等を通じて「校外生拡張等『校外教育普及運動』に力」が注がれ、「各地に散在する校外生とOBに働きかけ、出版部との縦のつながりを形成する支部、校外生相互の横のつながりに当たる同攻会の活性化をはかり……独学運動の気運を全国的にもりあげた」(早稲田4、p.91)。その結果、昭和11年末には「全国的に独学の気運が高潮して新入学者は異数の増加を示めたものの翌年末になると、事變による精神的動搖甚だしく、継続率も悪化し新入学者は前年に比して半減」した(早稲田3、p.1118)。その後もう一度ピークが来るが、ただその主力が大学講義録ではなかったことは、すでにみた通りである。そして大学講義録は、戦中・戦後の激動期をへてその生命を終え、「大学通信教育」にその座を譲るのである。

11. 講義録の歴史的使命

このようにみると、大学講義録がなによりも明治という偉大な啓蒙の時代の所産であったことがわかつてくる。新しい知識を渴望する学習者層の出現と、それをみたすべき知識の生産・伝達機構の生成・発展の立ち遅れが、「講義録」というわが国の、しかも戦前期に特有の知識の伝達・獲得のメディアを産んだ。それは日本の近代の歴史的所産であり、啓蒙の時代の終りとともにその歴史的使命を終えたのである。

知識の生産・伝達の中心的な機構である学校、とくに「大学」をはじめとする高等教育機関の未整備な時代に、講義録が高度の専門的知識の伝達にはたした役割はきわめて大きい。雑誌と書籍との中間的な、講義録という書物の様式は、最新の知識をしかも体系的・系統的に伝達する方式として、きわめてすぐれていた。講義録という様式は、「文明開化」の中心である東京

から地方へ知識を、とくに哲蒙期の日本でもっとも需要の大きかった法知識を伝達するメディアとして、有効性をもっていた。生成期のわが国の近代法が、仏法と英米法という2つの異なるモデルをもち、それぞれの支持者集団が、法律学校を設立して支持者集団の拡大と結集をはかり、はげしい抗争を展開したことが、その講義録の発展・普及を助けた。大学講義録の生成・発展は、その意味でわが国の私立高等教育機関の生成・発展と深くかかわっている。講義録は校外生制度と結びつくことによって、高等教育の外延を拡大すると同時に、発行主体である私学の経営面に寄与し、その高等教育機関としての「離陸」に重要な役割をはたした。講義録の発行はたんに購読料収入による経営の安定化だけでなく、学校における教育の内容・水準の向上にも大きく役立ったことが推測される。講義録は、学校における講義内容の公表を意味し、また講義録の競争的な発行は、学習者の側からする比較・選択を可能にするものであったからである。私学のなかで例外的に早くから専任の教員集団をもった早稲田大学の講義録が、ひとり存続・発展を続けたのは偶然ではないだろう。

大学講義録の時代は、実質的に明治30年代に終わる。それは啓蒙の時代の終りでもあった。明治36年には「専門学校令」が公布され、私立高等教育機関に対する国家の統制が強化されるが、それは同時にこれら私学の組織と教育課程の整備を意味するものであった。法学をはじめとして、専門教育の内容は体系化され高度化し、「学校化」される。それは初等教育から中等教育と段階をふんだ学習の最終段階に、学校で系統的に学ぶべきものに急速に変化していく。専門的知識と啓蒙的知識とが分化し、その間に明確な線が引かれるようになっていくのである。大学講義録の歴史的使命は、その時に終ったといってよい。

その啓蒙の時代をこえて生命をたもったのが、事実上早稲田大学の講義録事業だけであったことは、すでにみた通りである。それは早稲田が慶應とならんで、早くから経営面でも教育面でも高等教育機関としての「離陸」に成功した、しかも法学だけでなく政治学、文学、理工学など複数の学問領域をもつ「総合大学」であったことと無関係ではないだろう。しかしそれ以上に重要なのは、講義録事業を「大学拡張」の一部として位置づけ、高度の知識の啓蒙・普及を大学の重要な使命のひとつとして自覚的に認識したのが、「民衆の大学」を標榜する早稲田大学のみであったという点である。いいかえれば、講義録の新しい歴史的使命を見出すことに成功したのは、早稲田のみであり、他の私学は収入源としての意味も、自校の努力拡大・広報の手段としての役割も失なった講義録事業を廃止することに、ほとんどなんのためらいも感ずることはなかった。

その早稲田大学の場合にも、講義録事業全体にしめる大学講義録の位置の低下をさけることはできなかった。校外生から正規の学生への編入の道は残されてはいたが、講義録の購読自体は、社会的・公的に通用するなんの資格ももたらさない。学歴主義的な秩序が滲透していくなかで、講義録のもつ資格取得や社会的な移動のための手段性はますます失なわれていく。各種の職業資格試験のための準備という形で、その手段性を強調する他はないが、そうするほど、本来の目的とされた啓蒙の理想からは遠ざかっていく。唯ひとつ残された早稲田大学講義録は、こうした葛藤のなかで、次第にその生命を終えるほかはなかったのである。

引用文献

I. 一般

- 田中征男『大学拡張運動の歴史的研究』(野間教育研究所紀要第30集) 1978 野間教育研究所
菅原彬州「中央大学における戦前の通信教育」(『中央大学史紀要』第2号、中央大学百年史編集委員会
専門委員会) 1990
森下澄男「明治期経済学教育制度の研究」(1)~(7) (『専修商学論集』専修大学学会、第34~48号)、
1983—1989
久野吉光「わが国の近代化における通信教育の役割について」(日本通信学会『通信教育研究集録XX
X別冊』) 1983
小倉竹治「通信教育の父一井上円了」(『アジア文化』No. 10) 1985
天野郁夫「日本の近代化過程における非学歴主義的選抜」(荒井克弘編『学歴主義にかわる社会的選抜
システムの探索』) 1989
『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録』第二巻
山縣悌三郎『児孫の為めに余の生涯を語る』弘隆社、1987
高田早苗『半峰昔ばなし』早稲田大学出版部、1927
天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989

II. 大学関係

早稲田大学関係

1. 『早稲田大学百年史』第一巻 同大学 1978
2. 同 第二巻 1981
3. 同 第三巻 1987
4. 『早稲田大学出版部100年小史』、早稲田大学出版部編、早稲田大学出版部、1986
5. 『早稲田生活』南北社編、南北社 1914
6. 『創立三十年記念早稲田大学創業録』同大学編輯部編、早稲田大学出版部、1913
7. 『廿五年記念早稲田大学創業録』同大学編輯部編、早稲田大学出版部、1907
8. 『東京専門学校一覧』同校、1896
9. 『早稲田大学規則一覧』(早稲田学報臨時増刊第七拾号) 同大学 1902
10. 『早稲田大学六大講義録要覽 読書眼』早稲田大学出版部、1925

明治大学関係

1. 『明治大学百年史』第三巻歴史編1、同大学、1992
2. 同 第一巻史料編1 1986
3. 『資料明治大学教育制度発達史稿(1)』(歴史編纂資料室報告第八集) 1976
4. 同〔3〕(同第十集) 1978
5. 田能郷梅士『明治法律学校二十年史』、講法会、1901
6. 『明治大学五十年史』同大学、1931年
7. 『明治大学商科大学一覧附明治大学現況書』同大学 1910
8. 『明治大学校外生規則』(明治学報臨時増刊第92号)、明治学会 1906

中央大学

1. 『中央大学七十年史』同大学、1955
2. 『中央大学二十年史』法学新報社、1903
3. 『中央大学関係史料』(資料集第一集) 中央大学百年史編集委員会専門委員会、同大学、1984
4. 『中央大学史紀要』第2号、同上、1990

法政大学

1. 『法政大学百年史』同大学、1980
2. 『法政大学八十年史』同大学、1961
3. 『法政大学参拾年史』同大学、1909

専修大学

1. 『専修大学百年史』(上巻)、同大学、1981
2. 『専修商学論集』専修大学学会、第34~48号 1983~1989

東洋大学

『東洋大学創立五十年史』同大学、1937

日本大学

『日本大学七十年略史』同大学、1959

関西大学

『関西大学七十年史』、同大学、1956

立命館大学

『立命館創立五十年史』、同大学、1953